

八千代市木造住宅耐震診断補助事業

のご案内



八千代市

都市整備部 建築指導課

TEL 047-483-1151

八千代市木造住宅耐震診断助成制度のご案内

あなたの家は大丈夫!?



八千代市では地震に対する住宅の安全性の向上を図り、市民の生命及び財産を守るため、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します。市が定める木造住宅耐震診断士により市が認める方法により地震に対する木造住宅の安全性を診断します。

1. 補助対象住宅

次の(1)～(4)すべてにあてはまる住宅が対象となります。

- (1) 丸太組構法、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定による認定又は型式適合認定によるプレハブ工法により建築されたものでないこと。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- (4) 地上階数が2以下であること。

2. 補助対象者

本市の住民基本台帳に記録されている者のうち次のいずれか該当する木造住宅を所有する者。

- (1) 補助対象住宅に居住している所有者。
- (2) 補助対象住宅に所有者の3親等以内の親族が居住する場合の所有者。

3. 補助金

耐震診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額（ただしその額が6万円を超えるときは6万円とする。）を補助します。

4. 耐震診断費の補助に係る提出書類

交付申請時

八千代市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書に下記の書類を添えて提出

- (1) 住民票の写し
- (2) 木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (3) 建築確認通知書の写し又は当該建築物の建築年月日が確認できる書面
- (4) 登記事項証明書その他の当該建築物の所有者が確認できる書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

診断完了後

八千代市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書に下記の書類を添えて提出

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書
 - (2) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
 - (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ※ その年度の2月15日までに提出してください。



八千代市役所 都市整備部 建築指導課
TEL 047-483-115